

活動報告

【会合】

「ビジネスと人権シンポジウム」の報告：将来のICDの活動に向けて

国際協力部教官

茅 根 航 一

1 はじめに

ビジネスと人権を巡る問題は、過去30年間以上にわたり、グローバル化及び国境を越える経済活動がもたらした環境破壊、健康被害、強制労働や児童労働といった負の人権への影響を反映し、国際的な政策課題であり続けてきた。しかしながら、企業に対し人権保障を義務付けるかつての国連主導の提案は、深刻な議論を巻き起こし、意見の一致を見なかった。時を経て、2011年6月、国連人権理事会において、全会一致で、国連ビジネスと人権に関する指導原則が承認された。同原則は、現在に至るまで、この分野における最も重要な国際枠組みの一つであり続けている。

国連指導原則は、3つの柱に基づいている。すなわち、(1)国家の人権保護義務、(2)企業の人権尊重責任、そして、(3)救済へのアクセスである。国連指導原則は、全ての国家、多国籍機関及び他の利害関係者に対し、人権の尊重において協力することを求めている。日本も、この分野において、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する国別行動計画（2020-2025）を策定した¹ほか、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」²を公表するなどして着実に歩みを進めてきた。

ビジネスと人権の問題は、法司法分野にも新たな課題をもたらしており、日本政府が過去約30年間にわたり同分野において外国に対し行ってきた技術支援、すなわち法制度整備支援を見つめ直す機会を提供すると思われる。日本の法務省は、1994年に法制度整備支援を開始し、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学及び他の関連機関との密接な連携の下で、これまでベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアを始めとするASEAN諸国等の計15か国に対して支援を行ってきた。日本の国別行動計画は、法制度整備支援に言及しており、法令の起草及び改正を典型例とする発展途上国に対するこの種支援が、日本政府が法の支配の下での人権を保障し、自由な経済活動の基礎を築く上で必要な取組と位置付けられている。このような支援活動は、より強靱な法制度の構築、法司法分野における人材育成及び司法アクセスの改善に結びつくものであり、いずれもビジネスと人権の課題に取り組む上で不可欠の要素である。したがって、将来の法制度整備支援活動が、ビジネスに関連する人権の保護を重視していくことは不可避であると考えられるが、その道筋は現時点で明

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

² <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

らかではない。

このような事情を背景として、2023年7月7日、法務省法務総合研究所は、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援 ～日本とASEANのグッド・プラクティスから救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例を学び今後の法制度整備支援の役割について考える～」と題するシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催した。本シンポジウムは、同月に法務省が日本ASEAN友好協力50周年を記念して主催した日ASEAN特別法務大臣会合を始めとする一連の司法外交閣僚フォーラムの特別イベントとして開催されたものである。

本シンポジウムは、前記第三の柱を構成する苦情処理及び紛争解決に焦点を当てた。この分野は、これまで国家及び企業の取組が不十分であると世界的に指摘されており、法司法分野に密接に関わる問題であるがゆえに、日本政府の唯一の法制度整備支援専門部署である法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が積極的な役割を果たすことが期待されているといえる。

本シンポジウムを企画・実施したICDは、このような困難な課題に取り組むため、国籍、学術分野及び経歴も様々なゲストを講演者及びパネリストとして招いた。これらのゲストは、世界及びASEAN地域においてビジネスと人権分野で重要な役割を果たしている国際・政府間機関又は国家機関で勤務する（していた）方々から、この分野で業界を先導する多国籍企業の幹部の方々まで多岐にわたった。講演者及びパネリストには、ビジネスと人権分野における最近の世界的な傾向を共有し、日本及びASEANの企業による具体的な取組を示すとともに、この分野における日本の法制度整備支援活動の将来について議論していただいた。

本報告は、本シンポジウムの概要を紹介し、この記念すべきイベントの先にICDに何が期待されているかを示唆するものである。本稿において意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、所属部局の見解を代表するものではないことをお断りする。

2 シンポジウムの概要

(1) 日付及び場所

2023年7月7日、ホテルニューオータニ

* 日英同時通訳

* 対面及びオンラインのハイブリッド方式

(2) 関係機関

主催：法務省法務総合研究所

共催：JICA、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

後援：最高裁判所、日本弁護士連合会、経済産業省、外務省、国際機関日本アセアンセンター、国連開発計画（UNDP）

(3) プログラム³

ア 開会挨拶

齋藤健（法務大臣）

中谷元（内閣総理大臣補佐官（国際人権問題担当））

岡井朝子（国連事務次長補兼UNDP危機局長）

イ 特別講演

ユウン・ワニングラム（ASEAN政府間人権委員会（AICHR）インドネシア政府代表）

「ASEANにおける『ビジネスと人権』に関する課題と今後の方向性⁴」

ウ 基調講演

(ア) アニタ・ラマサストリ（元国連ビジネスと人権作業部会委員、ワシントン大学ロースクール教授）

「日本における持続可能なビジネスの一部としての救済へのアクセス」

(イ) アラン・ヨルゲンセン（OECD責任ある企業行動センター長）

「OECD多国籍企業行動指針の主要な改訂及び今後の方向性」

(ウ) ナリーラック・パイチャイヤプーム（タイ法務省権利自由擁護局国際人権課長）

「国別行動計画の作成及び実施に係るタイの経験」

エ 法制度整備支援による取組と今後の課題

(ア) 内藤晋太郎（ICD部長）

「法務省による法制度整備支援（概要）」

(イ) 矢吹公敏（弁護士、一般社団法人JP-MIRAI代表理事）

「関連するステークホルダーとの協働による取組と我が国による法制度整備支援への期待」

オ パネルディスカッション

(ア) 第一部 「日本とASEANの企業によるグッド・プラクティスに学ぶ」

パネリスト：

渡邊廣之（イオン株式会社執行役副社長）

小山紀昭（株式会社ファーストリテイリング グループ上席執行役員）

ヴィラノン・フータクーン（チャロン・ポカパングループ副社長）

アニタ・ラマサストリ氏

アラン・ヨルゲンセン氏

モデレーター：

山田美和（ジェトロ・アジア経済研究所新領域研究センター長）

³ 肩書はいずれも2023年7月7日時点のものである。

⁴ 本シンポジウムにおける英語話者の演題については各発表資料の題名を和訳した。以下同じ。本シンポジウムにおける発表資料は次の法務省のウェブサイトに掲載されている（https://www.moj.go.jp/housouken/bhr0707_icd_00001.html）。

- (イ) 第二部 「ASEANにおける『責任ある企業行動』のため、日本の法制度整備支援が果たし得る役割は何か」

パネリスト：

ユウン・ワニングラム氏

ナリーラック・パイチャイヤプーム氏

矢吹公敏氏

竹原成悦（JICAガバナンス・平和構築部次長）

山田美和氏

モデレーター：

國井弘樹（ICD教官）

カ 閉会挨拶

宮崎桂（JICA理事）

村山真弓（ジェトロ・アジア経済研究所理事）

大野恒太郎（ICCLC理事長、弁護士、元検事総長）

3 シンポジウムの概要

以下は、講演及びパネルディスカッションの概要である。

(1) 特別講演

AICHRのインドネシア政府代表であるユウン・ワニングラム氏は、本シンポジウムのゲストとして最初に講演を行った。ワニングラム氏は、ビジネスと人権分野におけるAICHRの役割を紹介し、ASEAN地域における枠組みの形成にAICHRが果たしている役割の重要性を強調した。ワニングラム氏は、AICHRが、強制的な手段を行使する権限は与えられていないものの、ASEAN加盟国に対し、情報共有のための対話、シンポジウムやワークショップの機会を提供することを通じて、ASEAN地域における人権保護の基準を設定することに貢献しており、このことが地域全体における意識醸成に貢献するものであると述べた。ワニングラム氏は、ASEANが、現在、特に中小企業においてビジネスと人権に係る課題が十分に認識されていないといった課題に直面していると指摘した。

(2) 基調講演

ア 国連ビジネスと人権作業部会の前メンバー・元議長であるワシントン大学のラマサストリ教授は、国連指導原則の第一、第二及び第三の柱はそれぞれ独立しているのではなく、共に機能する必要があると強調した。ラマサストリ教授は、強力な救済メカニズムが存在するところでは、国家及び企業は、人権問題を特定し、これらを将来にわたって予防することができるのであり、このような予防それ自体が救済の一部であると論じた。また、ラマサストリ教授は、「救済のブーケ」(bouquet of remedies) という考え方、すなわち、国家及び企業において、企業活動によって影響を受ける者に対して取り得るコミットメントが様々あることに言及した。ラマサ

ストリ教授は、国家及び企業が救済措置を講ずるに当たり、より積極的に関与する余地が依然として存在すると述べた。ラマサストリ教授は、ワニングラム氏の講演を引用し、ASEANにおける状況はASEAN固有のものではなく、世界の他の地域にも当てはまると指摘した。ラマサストリ教授は、日本が現在の国別行動計画の改訂に当たって救済についてのより具体的なコミットメントを含めることへの期待を示した。

イ アラン・ヨルゲンセン氏は、OECDの多国籍企業行動指針の最近の改訂(update)⁵の主要な点を紹介した。同氏は、デューデリジェンスの範囲がいわゆる「上流」だけではなく「下流」にも及ぶようになったことや、環境保護に関する提言、デジタル製品に係る革新、情報開示その他の主要な変更点を説明した。救済の分野に関して、ヨルゲンセン氏は、各国連絡窓口(National Contact Point(NCP))の重要性に言及し、これまで51か所の窓口が600件を超える案件を処理しており、これらの案件が100を超える国における企業活動に関連するものであり、グローバルサプライチェーンが絡む複雑な案件に関する救済メカニズムとなっていることを指摘した。

ウ ナリーラック・パイチャイヤプーム氏は、タイの国別行動計画の策定及び実行を所管する同国法務省を代表して、タイの最初の国別行動計画の特徴及び成果を説明した。同国別行動計画は、2019年にアジア初の国別行動計画として公表され、2022年にその実施期間を終えた。パイチャイヤプーム氏は、タイの最初の国別行動計画の特徴として、様々な省庁又は企業のレベルにおいてその進捗をモニターし、同計画の目標が適切に実現されるようにするためパイロット地域の選定を通じて都市部だけではなく地方においても理解され実現されることを促進し、同計画の効果的な実行のために関係者にトレーニングを実施することを挙げた。パイチャイヤプーム氏は、政府が支援した142の活動のうち130の活動が目標を達成したが、企業、特に中小企業にとっては、リソースや理解が限られているために、同計画の目標を達成するに当たって困難が残っていると述べた。パイチャイヤプーム氏は、このような困難に対処するべく、2023年5月に議会によって承認されたものの本シンポジウム時点で実行されていない第二次国別行動計画が、中小企業の意識を向上させることを目指しており、また、国別行動計画の目標を達成するためのインセンティブを与える新たな試みも含んでいると述べた。パイチャイヤプーム氏は、気候変動等の国境を越えた環境への影響といった課題に対処する必要があるとも述べた。

(3) 法制度整備支援による取組と今後の課題

ア 内藤晋太郎（ICD部長）

「法務省による法制度整備支援（概要）」

⁵ <https://mneguidelines.oecd.org/targeted-update-of-the-oecd-guidelines-for-multinational-enterprises.htm>

内藤部長は、日本政府による法制度整備支援の概要を紹介し、現在、法制度整備支援がASEAN加盟国4か国を含めた合計10か国に対して行われていると述べた。内藤部長は、従来の法制度整備支援が、基本法令の起草及び改正、実務の改善及び人材育成に焦点を当てていたのに対し、ビジネスと人権分野はICDにとっての新たな挑戦であると指摘した。内藤部長は、ビジネスと人権分野における法制度整備支援の内容は未定であるものの、日本における労働審判のような専門分野における司法的紛争解決手段及びADRや企業内の苦情処理システムといった非司法的紛争解決手段の経験は、救済へのアクセスの問題に取り組むための知見を必要とする国々にとって有益であろうと示唆した。

イ 矢吹公敏（弁護士、一般社団法人JP-MIRAI代表理事）

「関連するステークホルダーとの協働による取組と我が国による法制度整備支援への期待」

矢吹弁護士は、JP-MIRAIの取組を紹介した。JP-MIRAIは、2020年に日本における外国人労働者の問題に対応するため当初はNGOとして設立され、2023年6月に一般社団法人となった。JP-MIRAIの取組は、外国人労働者に対し、労働法の分野で、スマートフォンのアプリケーションや対面型窓口を通じて多言語による支援を提供することを含む。このような方法で問題が解決しなかった場合は、JP-MIRAIは、当該労働者及び雇用者の双方にとってより良い労働環境を造るため、東京弁護士会のADR手続に進む選択肢を提供する。矢吹弁護士は、JP-MIRAIのこのようなプラットフォームは、苦情処理の仕組みの一例であり、第三の柱である救済へのアクセスと一体であると指摘した。矢吹弁護士は、JP-MIRAIの現在及び将来の取組を通じて、日本がASEAN地域に対して新たな形の法制度整備支援を行うことへの期待を示した。

(4) パネルディスカッション

本シンポジウムは、2つのパネルディスカッションを設けた。第一部は、「日本とASEANの企業によるグッド・プラクティスに学ぶ」、第二部は、「ASEANにおける『責任ある企業行動』のため、日本の法制度整備支援が果たし得る役割は何か」をそれぞれテーマとした。

ア 第一部は、日本及びASEANの多国籍企業からのパネリストを招き、各社のビジネスと人権分野におけるグッド・プラクティスを共有していただいた。ラマサストリ教授及びヨルゲンセン氏が議論に加わり、各社の取組についてコメントした。

まず、イオン株式会社の渡邊氏は、同社における苦情処理メカニズムを紹介し、特に「イオンの人権基本方針」、「グローバル枠組み協定」及び「イオンコンプライアンスホットライン」を挙げた。渡邊氏は、これらの取組の主要な点を説明し、「人権基本方針」については取引先を対象に含む点が特徴であり、救済メカニズムに関しては、前記ホットラインを設けており、2022年度には22件の相談が寄せられていると述べた。また、渡邊氏は、同社の特徴的な取組として、「グローバ

ル枠組み協定」を挙げ、同協定の下で取引先等のステークホルダーの参加も得て定期的に実施している検証会で従業員の声を労働組合から上げてもらい、同社が取引先に改善を求めて改善事項を実施していく点が特徴であると述べた。

株式会社ファーストリテイリングの小山氏は、「ファーストリテイリング人権方針」、「生産パートナー向けコードオブコンダクト」、「ビジネスパートナー行動指針」、「責任ある調達方針」といった同グループの人権方針を紹介した。小山氏は、同グループにおいては生産パートナーに対してコードオブコンダクトの遵守状況のモニタリングと評価を行っていることや工場ワーカー向けホットラインを設けていることに言及した。小山氏は、同グループが、取引先工場に対して従業員の苦情に対応するための苦情処理メカニズムの導入と公正労働協会（FLA）の基準等を踏まえた適正な運営を求め、労働環境モニタリングで確認しているものの、工場内の苦情処理メカニズムが適正に運営されていない場合には、工場の従業員がファーストリテイリングに対して直接相談できるホットラインが設置されていると説明した。

チャロン・ポカパングループのヴィラノン・フータクーン氏は、同グループの人権に関する取組の概要を紹介し、苦情処理メカニズムを4つの段階に沿って詳しく説明した。すなわち、第一段階として、苦情処理の申立てに対するチャンネルを設置し、第二段階として、申立てに対する調査を行って同申立てを処理し、第三段階として、コンプライアンス委員会による審査を行い、第四段階として、同委員会が是正・懲罰の措置を講じるというものである。フータクーン氏は、苦情の申立ては4つの言語により行うことが可能であり、同申立ての結果は同グループと協働するNGOによってモニターされると述べた。

これら企業からのパネリストは、国家の役割が、あらゆるレベルの企業と協力しつつ、共通の基準の設立、ビジネスにおける人権を尊重するための法システムの構築、法の安定した運用の確保、さらに、労働者に対する基本的な社会保障制度の整備等を行うといった重要なものであることで意見が一致した。

イ 第二部では、法制度整備支援との関わりが深い実務家・研究者をパネリストに招き、ビジネスと人権分野において日本の法制度整備支援が果たし得る役割について議論していただいた。その中で、ワニングラム氏とパイチャイヤプーム氏は、ASEAN各国からの視点を共有した。

まず、JICAの竹原氏が口火を切り、JICAのビジネスと人権に関する取組及びその将来の展望を説明した。司法アクセスに関して、竹原氏は、従来の司法的メカニズムを通じて救済を求めることが困難な立場にある外国人労働者のような人々にとっての非司法的メカニズムの重要性を強調した。パイチャイヤプーム氏は、竹原氏の指摘に呼応して、タイ政府が自国内の外国人労働者に対して多言語のホットラインやオンラインのプラットフォームを提供するといった形で支援を行っていることを紹介した。矢吹弁護士は、非国家型の苦情処理メカニズムの利点を指摘するとともに、このようなメカニズムが機能するに当たっては、外国人労働者に

対する法的支援や苦情処理システムの促進に当たっての財政的支援を含めて国からの支援が重要であることを強調した。ワニングラム氏は、ASEAN地域の異なる状況を考慮するならば、苦情処理メカニズムは各国の特殊性に応じて各国ごとに設計されなければならないと述べた。山田氏は、自身のタイにおけるフィールドワークの経験から、外国人労働者が救済へのアクセスから取り残されており、この分野においてこそ日本政府、特にICDが適切な支援をなし得ると述べた。ディスカッションの最後に、ワニングラム氏とパイチャイヤプーム氏は、日本政府が、ASEAN及び各国政府と協力して、ASEAN地域におけるより良い救済へのアクセスを実現するに当たって積極的な役割を果たすことへの期待を示した。

4 終わりに（ICDが今後果たし得る役割について）

本シンポジウムは、法務省が法制度整備支援の文脈でビジネスと人権の問題を議論する初めてのシンポジウムであった。官民を問わず幅広い分野から国際的なゲストを招き、最大で381名の聴衆を集めた（対面及びオンラインの合計）。本シンポジウムを通じて、登壇者は、ビジネスと人権の考え方をあらゆるビジネス分野に浸透させるための政府及び企業の試みはいまだ道半ばであると述べた。また、多くの登壇者は、ビジネスと人権に関わる法司法分野において数多くの困難が存在しており、日本の法制度整備支援の貢献が期待されることで認識が一致した。

本シンポジウムにおいて指摘されたように、アジア諸国は国連指導原則が示した道筋をたどっている。タイの第二次国別行動計画は最近公表され⁶、日本の国別行動計画も2025年以降の改訂が見込まれる。アジアにおいては、新たな国別行動計画が現れつつあり、その中には2023年7月14日に公表されたベトナムの国別行動計画も含まれる。今後、既存の国別行動計画を振り返り、その成果を評価することで、修正が必要な部分は改めるとともに、新たな課題に対処する方策を提唱する必要があるだろう。他方で、経済界においては、多国籍企業は、OECD多国籍企業行動指針に歩調を合わせる必要性をますます認識しつつある。本シンポジウムに登壇した企業は、この分野を先導しており、これら企業の発表は他企業にとって有益な情報や教訓を提供したといえる。しかしながら、複数の登壇者が指摘したとおり、大企業と同様の方策を講じるためのリソースが十分ではなく、従業員の救済へのアクセスを自前では提供できない中小企業にとっての困難は残っている。さらには、法司法システムが十分な信頼性・安定性を備えていない国においては、これらの人々が従来の枠組みの中で支援や救済を受けることは困難である。このような状況下では、国家が、あらゆる種類の企業、そして、雇用形態、国籍、性別、年齢及びその他の属性を問わず全ての労働者にとって効果的な救済へのアクセスを提供するために必要とされる。そして、日本の法制度整備支援も、この分野において、アジア地域における過去約30年間の支援を通じて得られた信頼を基に、

⁶ <https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/72048>

政府、企業及び市民が支援を求めている国々において救済システムを構築するために一定の貢献をなし得ると思われる。本シンポジウムが、将来、ビジネスと人権分野においてICDが重要な役割を果たすに当たっての画期をなすこととなれば幸いである。

【パネルディスカッション第一部の様子】



【パネルディスカッション第二部の様子】



【登壇者らの集合写真】

